

あんしん暮らし情報

選挙

9月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

登録者数	男	女	計
令和7年 9月1日現在(A)	82,318人	89,432人	171,750人
令和7年 6月1日現在(B)	82,230人	89,200人	171,430人
増減 (A)－(B)	88人増	232人増	320人増

今回の定時登録の要件

- 日本国民
- 平成19年9月2日以前に出生
- 9月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、6月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、5月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

在外選挙人名簿登録者数	男	女	計
令和7年 9月1日現在(A)	99人	120人	219人
令和7年 6月2日現在(B)	93人	112人	205人
増減 (A)－(B)	6人増	8人増	14人増

今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③国外に住所を有し、次のいずれかに該当する
 - その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
 - 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている

▶選挙管理委員会事務局 ☎ 042-420-2801

募集

シルバーピア生活協力員

シルバーピア(高齢者集合住宅)の生

活協力員住宅(3DK・約63㎡)に居住し、高齢入居者の安否確認などを行う生活協力員を募集します。

場 都営新町五丁目アパート(新町5-17-22-107)

募集人数 1人

資格 次の全てに該当する昭和40年4月2日以降に生まれた方

- 都内在住
- シルバーピアの生活協力員住宅に居住できる
- 高齢者福祉の仕事に理解と熱意を有する
- 現に同居し、または同居しようとする親族がいる
- 世帯の所得の合計が特定公共賃貸住宅(都民住宅)の所得基準内(下表)である
- 持ち家がない
- 申込者、同居家族が暴力団員でない

家族数	所得基準額
2人	227万6,000円～622万4,000円
3人	265万6,000円～660万4,000円
4人	303万6,000円～698万4,000円
5人	341万6,000円～736万4,000円
6人	379万6,000円～774万4,000円
7人	417万6,000円～812万4,000円

謝金 月額13万8,000円

家賃 全額補助

甲 高齢者支援課(田無第二庁舎1階)へ
※随時受付。委嘱候補者が決定次第、受付終了

※募集要項を高齢者支援課で配布

※詳細は市HPへ

▶高齢者支援課 ☎ 042-420-2810



市HP

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。公表を承諾いただいた方のみ掲載しています。

※㈱グリーンハーモニー 代表取締役 石井実 様(堆肥)

※大竹禎之 様(アルミ代かき)

※匿名(書籍)

※匿名(ベビーベッド)

▶総務課 ☎ 042-460-9810

固定資産税の減額

▶資産税課 ☎ 042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡まで

減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③1戸当たりの工事費用が50万円超

必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

減額分 3分の1(住宅面積100㎡まで)

減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事※1を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金を除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…

介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡まで

減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください) ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金を除く自己負担額)または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

必要書類 ①住宅の熱損失防止改修などに伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

公共の場所に落ちているごみ拾いにご協力ください

環境美化キャンペーン

9/27(土) 午前8時～10時(雨天決行)

西東京市高齢者クラブ連合会と共催で、西東京市シルバー人材センターの皆さんとともに「秋の環境美化キャンペーン」を実施します。

市内公共の場(公園・道端など)に捨てられたごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・空き缶・空き瓶・ペットボトルなど)を拾い集め、市が設置した臨時集積所(かごを設置)までお持ちください。まちをきれいにするため一人でも多くの参加をお願いします。

※臨時集積所には家庭内のごみを絶対に持ち込まないようにしてください。 ※臨時集積所での袋の配布やトングなどの貸し出しは行っていません。

▶資源循環推進課 ☎ 042-438-4043

臨時集積所	住所	田無庁舎ロータリー	南町5-6	中町児童館	中町4-4
谷戸イチョウ公園	谷戸町2-12	南町第一児童遊園	南町2-2	えのき児童遊園	保谷町5-2
谷戸第二市民集会所	谷戸町3-13	向台公園東側入口	向台町2-5	富士町福祉会館	富士町6-6
谷戸コミュニティセンター	谷戸町1-9	北町緑地保全地域(北町森林公園)	北町5-5	都立東伏見公園西側入口	東伏見1-2
緑町三丁目都営アパート集会所	緑町3-8	ひばりが丘北わんぱく公園	ひばりが丘北2-2	むくのき公園	柳沢2-3
田無町七丁目都営アパート公園	田無町7-11	あらやしき公園	下保谷4-8	新町福祉会館	新町5-2
芝久保コミュニティセンター	芝久保町3-15	武道場	東町2-4	東伏見コミュニティセンター	東伏見5-10
田無駅北口第1自転車駐車場西側出口前	田無町4-5	住吉会館「ルピナス」	住吉町6-15	柳沢せせらぎ公園	柳沢6-4
南町六丁目 小林宅	南町6-9	保谷庁舎ロータリー脇	中町1-5		